

## 町民税・所得税の申告について

広報まつしま1月号でもお知らせしましたが、本年度の申告はアトレ・るHall(文化観光交流館)の講座室にて、下記日程のとおり実施します。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行にともない、申告書に個人番号の記載が必要となりました。申告者の個人番号が確認できる書類と身元確認書類の提示が必要ですので、申告会場へ持参していただきますようご協力をお願いします。

申告会場の混雑緩和のためにも、地区ごとに割り当てられた日に申告していただくこと、あらかじめご持参いただく書類などの整理、および計算の上ご来場いただきますようご協力をお願いします。

なお、塩釜税務署でも、マリングート塩釜を会場に確定申告書の作成アドバイスと受付を行いますので、ご利用ください。

### ● 申告日程

平成31年 2月		
受付日	曜日	申告受付対象地区
2/18	月	漁業者(松島地区)・観光船業者
2/19	火	漁業者(磯崎地区)
2/20	水	松島地区(1・2・3・4・5・6)
2/21	木	松島地区(7・8・9・10・11・12・13)
2/22	金	手樽行政区の全地区
2/25	月	
2/26	火	磯崎地区(1・2・3・4・5)
2/27	水	磯崎地区(6・7・8・9・10・11)
2/28	木	下竹谷行政区・北小泉行政区の全地区

※申告会場は混み合いますので、地区の割当日に申告受付されますようご協力をお願いします。

### ● 場 所

アトレ・るHall(文化観光交流館)2階 講座室
--------------------------

### ● 受付時間

午 前： 9時 から 11時 まで	平日および日曜受付日
午 後： 13時 から 15時 まで	平日受付日
夜 間： 17時 から 19時 まで	申告期間中の3月の木曜日

### ■ 申告受付会場で申告ができる方

平成31年1月1日現在において、松島町に住所を有している方のみとなります。それ以外の方は、平成31年1月1日現在において住所を有している市区町村、または所轄の税務署での申告となります。

### ■ 申告受付会場で申告ができるもの・できないもの

#### 【申告受付会場で申告ができるもの】

平成30年中(平成30年1月1日～12月31日)の確定申告・住民税申告のみ

#### 【松島町の会場で受付できない申告】

次の申告は町の申告会場では受付できませんので、塩釜税務署の確定申告作成会場「マリングート塩釜」での申告をお願いします。

- 青色申告      ● 平成29年以前の収入の申告      ● 消費税の申告      ● 土地・建物および株式等の譲渡所得の申告
- 上場株式などの配当所得に関する申告(総合課税および分離課税)      ● 先物取引に関する雑所得などの申告

### ■ 申告受付の際に持参していただくもの

- ① 申告者の個人番号が確認できる書類(個人番号カードまたは通知カード)および身元確認ができる書類(運転免許証や健康保険証)
- ② 印鑑(シャチハタ系は除きます)
- ③ 源泉徴収票の原本(給与や年金収入がある方)
- ④ 支払調書の原本(講師料等の収入がある方)
- ⑤ 収入および経費がわかる書類(収入明細書や領収書、帳簿類など)
- ⑥ 所得控除に必要な各種証明書(生命保険、地震保険、社会保険料などの控除を受けるための証明書)
- ⑦ 身体障害者手帳など(本人所持または扶養している方所持)
- ⑧ 還付申告をされる方は、申告者本人の口座番号と振込先が確認できるもの(通帳など)
- ⑨ 控除対象となる配偶者や扶養親族がいる方は、申告書にその配偶者等の個人番号を記載する必要があるため、対象者の個人番号がわかる書類(写しの添付は必要ありません)

### ■ 申告受付の際の注意事項

- ① 農業・漁業・営業・不動産などの収入がある方は、収入・経費などの関係書類の整理、金額を計算した上で申告してください。(収入や経費の関係書類が整理されていない場合や金額の計算がされていない場合は、申告にかかる時間が大幅に増え、他の方のご迷惑となりますので、受付をお断りする場合があります。)  
※収入・経費の整理方法は、町ホームページ(<http://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/>)に掲載していますのでご覧ください。
- ② 医療費控除を受ける方は、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」)または、領収書を持参してください。昨年からの医療費控除の明細書の添付が必要となりました。あらかじめ、受診者ごと、医療機関や薬局ごとに分けて、合計額を計算の上、領収書を持参してください。
- ③ 社会保険料控除のための領収書(国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料・農業者年金保険料・任意継続保険などで平成30年1月1日～12月31日に支払ったもの)は必ずご持参ください。(国民年金保険料については、送付された控除証明書を必ず持参してください。)
- ④ 寄附金控除を受ける方は、寄附した先から発行された領収書を必ず持参してください。
- ⑤ 関係書類の不備で所得額が確認できない場合は、受付できません。
- ⑥ 職員が申告会場に出向いているので、役場窓口での申告相談などはご遠慮ください。

### ■ 申告受付に持参するもののチェック項目

申告受付時に持参いただくもののチェック項目です。適宜ご利用ください。

#### 【収入の種類に関わらず共通して必要なもの】

- 確定申告用紙(税務署より用紙が送付されている方。持参する際は白紙の状態でご持参ください。)
- 確定申告の「お知らせはがき」または「お知らせ通知」(税務署より送付されている方)
- 申告者本人の個人番号確認書類および身元確認書類
- 印鑑(シャチハタ系は除きます。)
- 源泉徴収票の原本(給与や年金収入がある方)
- 生命保険・地震保険の控除証明書、領収書(国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料など)
- 身体障害者手帳、精神保健障害者手帳、療育手帳など(本人または扶養している方が該当する方)(要介護の認定を受けている方で、これらの手帳などをお持ちでない方は、町で発行する「障害者控除対象者認定書」)
- 申告者本人の口座番号と振込先が確認できるもの(通帳など)(還付申告をされる方)
- 医療費通知(医療費のお知らせ)、領収書または医療費控除の明細書(医療費控除を受ける場合)(あらかじめ合計額を計算すること)
- おむつ代について医療費控除を受ける方は、主治医などが発行する証明書(該当する方)
- 控除対象となる配偶者や扶養親族の個人番号がわかる書類(該当する方)

#### 【農業所得者の方】

- 収入の種類に関わらず共通して必要なもの
- 農協取引年次集計表・農協取引年次集計表(品目ごと)・平成30年分農業所得に係る各種証明書(農協と取引がある方)
- 平成30年中における収入状況がわかる書類(収入明細書など)(農協との取引以外の分)
- 家事消費(自宅で消費したものや保有米など)の数量などがわかるもの
- 雑収入がわかるもの
- 経費がわかる書類(項目ごとに整理し、その合計額をあらかじめ計算すること)  
※経費の項目は町ホームページに掲載しています。また、役場庁舎内にも資料を用意しています。

#### 【漁業所得者の方】

- 収入の種類に関わらず共通して必要なもの
- 漁協と取引がある方はその書類
- 平成30年中における収入状況がわかる書類(収入明細書など)(漁協との取引以外の分)
- 家事消費(自宅で消費したものや個人的に販売したものなど)の数量などがわかるもの
- 経費がわかる書類(項目ごとに整理し、その合計額をあらかじめ計算すること)  
※経費の項目は町ホームページに掲載しています。また、役場庁舎内にも資料を用意しています。

#### 【営業所得者の方】

- 収入の種類に関わらず共通して必要なもの
- 平成30年中における収入(売上)状況がわかる書類(収入明細書など)
- 経費がわかる書類(項目ごとに整理し、その合計額をあらかじめ計算すること)  
※経費の項目は町ホームページに掲載しています。また、役場庁舎内にも資料を用意しています。

#### 【不動産所得者の方】

- 収入の種類に関わらず共通して必要なもの
- 平成30年中における収入(賃貸料)状況がわかる書類(収入明細書など)
- 経費がわかる書類(項目ごとに整理し、その合計額をあらかじめ計算すること)  
※経費の項目は町ホームページに掲載しています。また、役場庁舎内にも資料を用意しています。

#### 【給与・年金所得のみの方で確定申告をする方】

- 収入の種類に関わらず共通して必要なもの

#### 【住宅借入金等特別控除を受ける方】

- 収入の種類に関わらず共通して必要なもの
- その他、必要書類が多いことから、財務課税務班、または塩釜税務署へお問い合わせください。

- 問合先 財務課税務班 ☎354-5703  
塩釜税務署 ☎362-2151